

## 最近の連結キャッシュ・フロー計算書のポイント

---

以前にも、連結キャッシュ・フロー計算書についての記事を掲載させて頂きましたが、再度、連結キャッシュ・フロー計算書に係る記事を掲載させて頂きます。これは、企業結合会計基準が変更されたことに伴う、連結キャッシュ・フロー計算書での変更点でございます。

① 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得・売却に係るキャッシュ・フロー（新たに支配関係が生じる、及び支配関係からはずれる場合）

当該キャッシュ・フローについては、従前通り、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されます。

② 子会社株式の追加取得・一部売却（支配関係は継続したままの場合）

当該キャッシュ・フローについては、従前では「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されていましたが、変更後は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載されることとなります。

これは、企業結合会計基準等の改正によって、連結の範囲の変更を伴わない取引については、損益を認識せず資本剰余金の増減で仕訳をすることによる変更となります。

③ 取得関連費用等の取扱い

子会社株式の取得に伴う付随費用は、連結会計上、「支配獲得時に生じた取得関連費用」及び「追加取得時に関連して生じた費用」として、株式の取得原価に含めず、発生時費用処理を行うこととなっています。また、一部売却（支配が継続する場合）に関連して生じた費用については、売却時の費用として処理することとなります。

これらのことに伴い、上記のような取得関連費用等に係るキャッシュ・フローについては「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれることとなります。

④ 支配が継続する場合の一部売却に係る税金費用の取扱い

子会社株式の一部売却（支配が継続する場合）において、関連する法人税等は税効果等の調整を含め、資本剰余金から控除することとなりました。

これに伴い、連結キャッシュ・フロー計算書においても、従前は調整不要であった「法人税等の支払額」について、その調整に係る仕訳が必要となります。

以上

---